

第 2 章

全体構想



U S U K I C I T Y
Master Plan Concerning City Planning

1 都市づくりの目標

(1) 都市づくりの基本理念

臼杵市総合計画では、住民だけではなく、通勤・通学している人や事業者・地域活動団体なども臼杵に愛着を持ち、臼杵のまちづくりに参画してもらうことで、笑顔あふれるまちづくりを目標としています。また、まちの将来像を『日本の心が息づくまち臼杵 ～「おだやかさ」と「たくましさ」を未来へつなぐ～』と定めています。

この将来像には、人口減少・少子高齢化や地震・津波による災害が想定される土地柄であることを考え、人々やまちが有する「おだやかさ」と何事にも立ち向かっていく力、乗り越えていく「たくましさ」も兼ね備えたまちでありたいといった思いが込められています。

臼杵市都市計画マスタープランでは、総合計画で示されたこの将来像を基本としつつ、市民の皆さんが「いつまでも暮らしていきたい」、そして、臼杵市を訪れた人々が「このまちで暮らしてみたい」と思える都市をつくることを目指し、「都市づくりの基本理念」を以下のように設定します。

■ 臼杵市の都市づくりの基本理念

**活力と魅力をみんなで育み、
居心地の良さを実感できる都市づくり**

(2) 将来目標人口

本市の人口は、今後も減少し続け、令和22年(2040年)には約24,200人にまで減少すると推計されています。この推計値については、例えば、市外への人口流出傾向にさらに拍車がかかった場合は、24,200人を割り込むこともありますし、逆に本市への人口転入が大幅に増加した場合は、24,200人を上回る人口を維持することも考えられます。

このため、「第2期臼杵市まち・ひと・しごと創生総合戦略(「人口ビジョン」「総合戦略)」にて示される目標人口と整合性を図り、令和22年(2040年)時点で31,600人を維持することを目標とします。目標を達成するため、市内からの人口転出抑制及び市内への人口転入促進に向けた居住環境の魅力向上、安心して暮らせる定住・移住の推進、本市の産業を支え地域活性化を目指す就業の場の確保等に向けた取組みを展開していきます。

2040年の将来目標人口 31,600人

都市づくりの基本理念

活力と魅力をみんなで育み、居心地の良さを実感できる都市づくり

将来目標人口

2040年の将来目標人口
31,600人

臼杵市が直面するまちづくりの課題

1 住環境の魅力を向上させる必要性

- 空き家・空き地等の低・未利用地の増加による「都市のスポンジ化」の進行
- 若い世代の市外への流出
- 病院・福祉施設・公共交通の利便性等へのニーズ
- 魅力の高い住環境の形成や地域コミュニティの維持

等

2 自然災害に対応し、都市の安全性を向上させる必要性

- 城下町や漁村集落等の密集市街地は地震や火災に対して脆弱
- 水害や土砂災害の危険性の高いエリア、道路寸断時には孤立してしまう山村部・半島部などにおける災害危険性軽減に向けたハード・ソフト面の対応
- 南海トラフ・中央構造断層帯等による地震・津波被害の想定
- 洪水や浸水への対策や災害時における的確な情報提供等へのニーズ

等

3 人々の移動や快適性を向上させる必要性

- 臼杵港から臼杵インターチェンジ間の道路の交通渋滞、臼杵港新埠頭の整備に伴う交通処理方法の検討など道路ネットワークの改善
- 公共交通機関の廃止・減便等への対応、利便性向上と利用者増加
- 都市公園の既存ストックの活用

等

4 臼杵の良さを再発見し、活用する必要性

- 来訪者が感じる臼杵の魅力など「臼杵らしさ」の再発見
- 市民が集う場の拠点形成など様々な観光への取組
- 商業は商店街と郊外店舗のそれぞれの長所の活用、工業は造船業・醸造業等の臼杵らしさのある産業の発展や新たな企業誘致、農林漁業は後継者確保や経営の健全化

等

5 本格的な住民参加によるまちづくりを展開する必要性

- 行政が主体となった計画策定や事業実施に対する住民参画
- 様々な団体や組織が活動してきたノウハウ等を活かしたまちづくり

等

都市づくりの基本方針

1 住みやすい・住みたいと感じ、幸せが実感できるまちづくり

快適

- 若い世代の定住と他都市からの移住促進
- 医療・福祉・子育てなどに関連する施設等の機能充実、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した高齢者が暮らしやすいまちづくりの推進
- 居住や都市機能の誘導・集積することによるコンパクトで持続可能なまちづくりの推進
- 空き家、空き地などの低・未利用地等の利活用
- 人々が憩い集う地域の拠点づくり等による地域コミュニティの形成

等

2 防災・減災対策の充実したまちづくり

安全

- ハード面は、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備・強化、津波・河川浸水・土砂災害など災害リスクの高いエリアの防災対策の強化
- ソフト面は、防災拠点の機能充実や総合的な防災支援を図るための体制づくり、身近な避難場所や避難経路の確保、住民・事業者・行政等の連携による安全で安心できる環境づくり

等

3 都市基盤が整った利便性が高いまちづくり

便利

- 臼杵港から臼杵インターチェンジ間の交通アクセスの確立、交通混雑の解消に向けた取組みの推進
- 公共交通機関の運行水準の適正化、交通施設の整備充実、次世代の多様な交通の活用など持続可能な公共交通ネットワークの確立
- 拠点となる公園の公園施設の機能拡充や継続的な維持管理、身近な公園の整備・確保・機能拡充

等

4 臼杵の魅力を創出し、地域の魅力を築くまちづくり

活力

- 市民が集い交流する場となる観光や交流の拠点づくりの推進による地域活性化
- 観光資源・景観資源・地場産業・地域産品等を活用することで、新たな臼杵らしさを再発見し魅力を高めるとともに、他市町村と連携し、臼杵市への来訪者と市民の方々との交流促進
- 産業の担い手確保、市内産業の活性化、産業空間を結ぶネットワークの強化による産業間の連携、産業用地の創出による新たな優良企業の誘致

等

5 多様な主体が参画し、地域や地区をつくるまちづくり

参加

- 自分たちの地域の「暮らしやすさ」を向上するためには何が必要か検討し、官民協働によるまちづくりのなかで実現
- 住民主体のまちづくりが円滑に行われるような制度・体制を確立

等

(3) 都市づくりの基本方針

1 住みやすい・住みたいと感じ、幸せが実感できるまちづくり

快適

本市では、急激な人口減少と少子高齢化が進行しており、若い世代などの定住と他都市からの移住を促進させるほか、医療・福祉・子育て等に関連する施設等の機能の充実やバリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した、子育て世代や高齢者が暮らしやすいまちづくりを進める必要があります。そのため、地域の特性に応じて居住や都市機能を誘導・集積することで、コンパクトで持続可能なまちづくりを進め、利便性・快適性の維持・向上を目指します。



地域活動の実施

コンパクトで住みやすいまちを実現するため、空き家や空き地等の低・未利用地などを利活用することにより、居住環境や都市景観の改善を図ります。また、人々が憩い集う地域の拠点づくり等により地域コミュニティの形成を促進し、本市に住んでいる市民の方々が健康で元気に過ごすことができ、幸せや居心地の良さを実感できるまちを目指します。

2 防災・減災対策の充実したまちづくり

安全

災害に強いまちを実現させるためには、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を実施する必要があります。

ハード面においては、道路・公園・下水道等の都市基盤施設の整備・強化を推進するとともに、津波・河川浸水・土砂災害等の災害リスクの高いエリアの防災対策の強化などにより災害に強いまちづくりを目指します。

ソフト面においては、防災拠点の機能充実や総合的な防災支援を図るため、災害発生時の対応力の強化を目指した体制づくり等を推進します。また、人々が迅速に避難できるよう、身近な避難場所や避難経路の確保を図るとともに、住民・事業者・行政等が連携することで、まち全体が安全で安心できる環境づくりを目指します。



白杵公園への避難訓練

さらに近年は、自然災害の激甚化、南海トラフ・中央構造線断層帯等による地震・津波被害が予測されることから、地域・地区コミュニティを構築し、連携を図りつつ、各主体それぞれが総合的な防災・減災対策を推進します。

3 都市基盤が整った利便性が高いまちづくり

便利

東九州自動車道の四車線化や臼杵港新埠頭の整備を見据え、広域間・都市間・拠点間が連携した交通体系のまちづくりを推進します。特に、臼杵市街地内における臼杵港から臼杵インターチェンジ間の交通アクセスの確立及び交通混雑の解消に向けた取組みを推進します。

臼杵港新埠頭では、本市の観光等の魅力を情報発信することにより、市街地や観光地への誘導を図り、憩いや賑わい空間の創出を目指します。

公共交通については、公共交通機関の運行水準の適正化、交通施設の整備充実、既存の交通手段に加えて次世代の多様な交通を活用するなど持続可能な公共交通ネットワークを確立していきます。

拠点となる公園等については、自然環境や文化財等を活用しながら公園施設の機能拡充や、既存施設の継続的な維持管理等により利用促進を図ります。また、身近な公園の整備・確保・機能充実により、住民の多様なニーズに合わせた質の高い市街地環境の形成を目指します。

4 臼杵の魅力を創出し、地域の魅力を築くまちづくり

活力

臼杵の魅力を創出するため、市民が集い交流する場となる観光や交流の拠点づくりを推進し、地域活性化を目指すとともに、本市の魅力を幅広く情報発信する仕組みを確立していきます。さらに、守り伝えられてきた臼杵らしさのある観光資源・景観資源・地場産業・地域産品等を活用することによって、新たな臼杵らしさを再発見し、再発見した魅力を高めることにより、他市町村とも連携を図りつつ、本市への来訪者と市民の方々との交流促進に努めます。

また、近年は産業就業者の不足や高齢化が進行しています。そのため、産業の担い手確保を図るとともに、産業用地の創出に向けて適切な土地利用の配置を行うことにより、新たな優良企業の誘致を目指します。それらの取組みにより、市内産業の活性化を図りつつ、産業空間を結ぶネットワークの強化により産業間の連携を推進します。

5 多様な主体が参画し、地域や地区をつくるまちづくり

参加

暮らしやすいまちづくりを実現するためには、住民・事業者・行政等の多様な主体がそれぞれの知恵と力を結集することが重要です。また、自分たちの地域の「暮らしやすさ」を向上するためには何が必要かを検討し、官民協働によるまちづくりの中でそのアイデアを実現させていく必要があります。

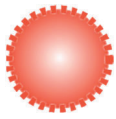
一方、行政は、全体的観点から快適・安全・便利・活力ある都市空間形成を進めることに重点を置くとともに、都市計画に対する住民等からの提案を適切に反映し、住民主体のまちづくりが円滑に行われるような制度・体制の確立に努めます。



市民参加の取組み

(4) 将来の都市構造

1) 市街地核・拠点



市街地核

臼杵市街地・野津市街地には、住民の生活に必要な行政機能、商業・業務機能が集積する「市街地核」を位置づけ、この市街地核を中心として歩いて暮らせるまちづくりを進めていきます。また、空き家、空き地等の低・未利用地を利活用し、魅力を創出することにより地域活性化を目指します。

このうち、臼杵市街地核は、二王座地区や県史跡臼杵城跡をはじめとする観光施設への回遊性を重視し、観光客にとっても歩きやすいまちづくりを進めていきます。野津市街地核は、周辺の文化財等と連携を図りながら、地域の活性化を図る市街地核を目指します。



防災拠点

庁舎、消防署、コミュニティセンター等を「防災拠点」として位置づけ、災害予防・応急・復旧・復興を進める拠点とし、市民の方の安全・安心の確保に向けて、災害に強い施設や体制づくりを推進します。



臼杵庁舎



商業拠点

市民の購買需要の市外への抑制と地域の利便性の向上を図るため、国道502号と国道217号とが結節するエリアに様々な大型商業施設等が集積する「商業拠点」を位置づけ、賑わいのある商業空間の形成を推進します。



物流拠点

臼杵港は、四国方面との海上交通のターミナル港となる「物流拠点」としての役割を充実させるとともに、アクセス道路の改良を促進します。また、滞在時間を快適に過ごすための施設整備・景観整備について検討し、本市並びに大分県の魅力ある情報発信を推進します。



臼杵港周辺

新 生 産 拠 点

野津地域を中心に、新たな就業の場となり、産業・経済の発展に資する「新生産拠点」を配置し、企業用地を確保します。また、周辺道路の改良をはじめとする環境整備を推進するとともに、企業誘致を図ります。

交 通 拠 点

臼杵インターチェンジ、臼杵港、JR 臼杵駅を「交通拠点」として位置づけ、本市の玄関口としての景観整備と市内主要施設等への案内機能の向上を図ります。また、交通結節点として、産業の発展や地域間交流の促進に努めます。



臼杵インターチェンジ

交 流 拠 点

市民が集い交流する場を「交流拠点」として位置づけ、地域内コミュニティの形成、災害時の避難場所、情報発信の場としての役割を担います。

また、交流拠点では、立地特性や地域のニーズに応じて、経済・観光・福祉・情報発信機能を導入し、地域間交流による賑わい空間の創出を図ります。



臼杵市観光交流プラザ

観 光 拠 点

町屋地区、二王座地区、県史跡臼杵城跡、国宝臼杵摩崖仏を「観光拠点」として位置づけ、本市の歴史的な街なみや文化財を保全・活用し、回遊性の向上に向けた取組みの推進により、市民と観光客の交流を促進します。

レクリエーション拠点

臼杵公園、臼杵石仏公園、臼杵市総合公園、吉四六ランドという比較的大規模な公園を「レクリエーション拠点」として位置づけ、施設整備及び景観整備を図るとともに、それぞれの特性に応じて市民及び観光客の利用促進を図ります。

2) 連携軸・形成軸

◀||||▶ 広域間連携軸

東九州の大動脈としての機能を持つ東九州自動車道等については、本市の「広域間連携軸」として位置づけ、大分市・福岡方面、佐伯市・宮崎方面、豊後大野市・熊本方面、四国方面への整備を促進することにより、県を越える広域間の連携強化を図ります。

◀||||▶ 都市間連携軸

隣接する大分市・津久見市・佐伯市・豊後大野市に連絡する国道10号、国道217号、国道502号を「都市間連携軸」と位置づけ、未整備区間の改良や渋滞箇所の改良等を促進します。さらに、主要な県道及び広域農道については、これら都市間連携軸の機能を補完する道路として位置づけ、未整備区間の改良等を促進します。

◀||||▶ 地域間連携軸

臼杵市街地と野津市街地を結ぶ国道502号については、両市街地の連携を強化するための「地域間連携軸」として位置づけ、市街地間の連絡性の向上に向けて車道拡幅及び道路改良等を促進します。ただし、コンパクトなまちづくりを進める観点から、地域間連携軸沿道においては、店舗・住宅等の立地について無秩序な市街地拡大の抑制を図るものとします。

|||| 市街地形成軸

臼杵市街地と野津市街地においては、各拠点をつなぐ「市街地形成軸」を配置し、この軸上を中心として都市機能を集約化・複合化し、各拠点の連動を意識した市街地形成を図ります。

|||| 海岸部連携軸

日豊海岸の一体を「海岸部連携軸」として位置づけ、点在する市街地・集落を連絡する道路の維持・改良を図るほか、道路寸断時における代替道路の確保に向けた取組みを進めていきます。また、リアス式海岸の景観保全、津久見島の眺望の確保を図るため、沿岸域一体の建築物の規制・誘導を図ります。

臼杵市の将来都市構造

臼杵市街地核・野津市街地核や、交流拠点や防災拠点等の拠点、これらを連携する連携軸からなる都市構造を目指します。



(1) 都市防災の基本方針

近年、自然災害の多発や大規模地震・津波による被害の予測により、災害に配慮したまちづくりに対して市民の意識が高くなっています。

特に、城下町、農村集落、漁村集落の面影を色濃く残す本市は、木造家屋が密集する市街地・集落が各地にあり、地震・火災による被害が懸念されています。市内には急傾斜地や土石流等の危険箇所が多くあり、台風が直撃するケースも多いことから、水害や土砂災害が発生する危険性も抱えています。

災害は、いつどこで発生するか分からないものであり、被害の発生を完全に防ぐことは不可能とされています。しかし、いざという時に備えて平時から対策を進めることで、災害時の被害拡大を防止することは可能であり、そのためにもハード・ソフトの両面から災害に強いまちづくりを進めることが重要となります。

こうした本市の災害特性や近年の災害による教訓を踏まえ、都市防災の基本方針を以下のように設定します。

1 防災・減災に向けた都市施設等の整備推進

- 道路・公園・下水道等の都市基盤施設は、計画的かつ効果的に整備を図ることにより、防災・減災に繋がる災害に強いまちづくりを推進します。
- 水害、土砂災害等の災害リスクの危険性が高いエリアにおいては、災害の発生を未然に防止するため、海岸・河川・急傾斜地等の防災対策を推進します。

2 安全・安心を実現する居住地づくり

- 市街地に位置する居住地では、建築物の耐震性の確保、防災性能の向上、地盤の液状化対策、延焼遮断帯の整備、木造密集市街地の改善、消防・救助用活動道路の確保等により、地震や火災に伴う被害を最低限に抑えることのできる市街地形成を目指します。
- 電気・上下水道等のライフライン施設は、災害発生時にライフラインが寸断しないよう、関係機関の働きかけや連携により耐震性の向上を図ります。

3 避難場所・避難路の整備・確保

- 災害発生後に安全かつ迅速に避難することができるよう、各地域において避難場所を指定・確保するほか、避難場所までの安全な避難路の確保に努めます。災害危険箇所（ハザードマップ等）や避難場所・避難路の表示等により、災害について広く周知を図ることで防災意識の向上に努めます。
- 特に、密集した住宅地においては、敷地のセットバック等による狭隘道路の解消や二方向道路の確保により、安全な避難ルート確保に努めます。

4 住民・関係機関・行政等が連携した防災対策の推進

- 地域防災計画に基づき、住民・防災関係機関・行政等が連携し、災害発生前の予防、災害発生後の応急、復旧・復興のそれぞれの段階で、各主体の役割に応じた防災対策を推進します。
- 災害予防・応急・復旧・復興の活動拠点施設として防災拠点の機能充実、災害発生時の的確な情報提供、避難の円滑化、救助救援等を速やかに実施できるような体制づくりを推進します。
- 地域住民に対し防災に関する人材育成（防災士、防災リーダー等）を行うことで、災害発生時に活躍できるよう地域防災力の向上を目指します。
- 自主防災組織においては、行政と連携を図りつつ活動の充実・強化により、人と人が支え合うまちとなるよう支援に努めます。

(2) 都市防災対策

1 地震・津波対策

- 津波・高潮による被害が想定される港湾は、被害軽減を図るため、漁港施設、海岸保全施設、堤防等の状況を把握し、適切な維持管理・更新による長寿命化対策や耐震化対策等を促進します。臼杵港においては、耐震強化岸壁の整備を進めるとともに、防災緑地等の確保により防災機能の強化を促進します。
- 住宅、公共施設、電気・上下水道等のライフライン施設、産業用地等においては、関係機関の働きかけや連携により必要に応じて老朽化対策、耐震化対策、液状化対策等を推進します。
- 地震により道路交通の障害となることが懸念される電柱類については、安全性向上を図るため必要に応じて電線共同溝を整備し、道路の無電柱化を推進します。

2 水害・土砂災害対策

- 洪水の危険性のある河川については、河川堤防及び河川構造物の老朽化対策、耐震化対策等により計画的かつ効果的な整備を促進します。
- 下水道施設は、流下能力や耐震性の向上を図るため計画的かつ効果的にポンプ場、雨水幹線、排水路等の整備を進めるとともに、ストックマネジメントの手法により長期的な維持管理を推進します。
- 土砂災害警戒区域等については、住宅や都市施設、防災拠点、緊急輸送道路、避難場所、避難路等に配慮し、危険性の程度に応じて計画的に対策工事の実施を促進します。
- 土砂災害防止法に基づく特定開発行為の制限等の規制誘導により、防災に配慮した土地利用誘導を図るとともに、土砂災害のおそれのある区域等については指定・公表・周知の徹底に努めます。
- 水害や土砂災害の発生の防止に寄与する森林については、災害に強い森林整備や適切な維持管理を推進します。
- 人家等に影響のあるため池については、自然災害による決壊等を防止するため、改修や廃止等を検討し、適切な維持管理を推進します。

3 火災対策

- 建築物が密集する歴史的な景観の保全を図るため、「臼杵市の歴史的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」に基づく景観形成防火地区においては、建築物の防火基準等の規制・誘導により、防災や景観に配慮した都市環境の確保を推進します。また、建築物の耐震化や防火性能の強化、防火水槽の耐震化や耐震性貯水槽の整備等に取り組みます。
- 景観形成防火地区以外の地区においては、積極的に建築物の耐震化や防火性能の強化を推進し、延焼遮断機能を持つ道路やオープンスペースの確保に努めます。
- 家屋が密集する市街地においては、建築物やブロック塀等の倒壊、外壁タイル、窓ガラス、看板等の落下、避難路の閉塞等を防止できるよう、建築物や付属構造物の改善に努めます。
- 歴史的景観を保全する観点から耐震化や不燃化が適切でない地区では、自主防災組織活動の強化等によって、火災発生の防止や被害の拡大防止に努めます。

4 避難対策

- 避難・救援救助、物資の供給、緊急車両の通行を確保するため、緊急輸送道路や幹線道路の多重性・代替性を確保し、広域間や都市間の骨格となる道路ネットワークの形成を推進します。また、発災後、迅速に復旧するため「大分県道路啓開計画」に基づき、道路ネットワークの啓開体制の確立を推進します。
- 拠点となる公園や身近に感じる公園・緑地は、避難施設や備蓄倉庫等の整備により、災害発生時の安全な避難場所としての活用を図ります。
- 身近な避難場所・避難路は、位置やルートの明確化、津波避難ビル等の避難場所の指定について検討を進めます。また、避難所は施設の安全性を高めるための耐震化等を推進します。
- 密集市街地の狭隘道路は、街路拡幅等による整備を行うことで避難の円滑化、安全・安心できる居住環境の創出を図ります。



臼杵公園ループ橋 避難訓練

5 事前復興対策

- 主に臼杵市街地などは、津波浸水や河川浸水等の災害リスクが高いことから、平時から起こりうる災害を想定して地域の問題点や課題点を共有するとともに、復興事前準備とハード・ソフトの両面から総合的な防災・減災対策を推進します。
- 復興事前準備においては、発災後の復興プロセスの検討、住民・事業者等と復興まちづくりのイメージの共有、県・市と連携を図りつつ事前復興計画等の策定を検討し、災害復旧・復興の取組みを推進します。

(1) 土地利用の基本方針

本市では、河口部や河川沿いの平坦地に市街地や水田が広がり、なだらかな丘陵地や台地に畑・果樹園や集落が形成され、これら市街地・農地の周辺を山地や海が取り巻く土地利用が基本的なパターンとなっています。

本市のこうした土地利用形態は、古くから人が住みつき、近世以降城下町とその周辺部の農村地帯として発展してきた中で確立されたものであり、本市の自然と歴史を守ろうという姿勢によって今も引き継がれているものです。

今後、コンパクトで持続可能で強靱な都市構造へと再編を図りつつ、地域活性化に寄与する土地利用を実現させるにあたって、こうした土地利用形成が行われてきた経緯を踏まえ、急激な土地利用の変化を招くようなことがないように努める必要があります。

こうした背景と目指すべき将来像を踏まえ、本市における土地利用の基本方針を以下のように設定します。

1 自然と調和したコンパクトな市街地の形成

- これからの少子高齢社会に対応したコンパクトでまとまりのある市街地形成を目指して、将来も都市的土地利用を展開するエリアと自然的土地利用を保全すべきエリアとの区分を明確にします。
- 山地、海岸、河川といった豊かな自然環境や、本市の個性でもある美しい田園環境については、積極的にその保全に努めます。

2 臼杵市の特性を残す土地利用の維持

- 城下町、漁村集落、田園集落など、本市の歴史の中で育まれてきた独特な土地利用については、これからの無秩序な開発の手から守るよう努めます。
- 今後の人口減少の中で街なみが喪失されることのないよう、地域特性に応じて居住環境の改善、居住人口の維持に取り組むこととします。
- 空き家、空き地等の低・未利用地などについては、都市のスポンジ化の進行を抑制するため、多様な用途での活用を進めます。

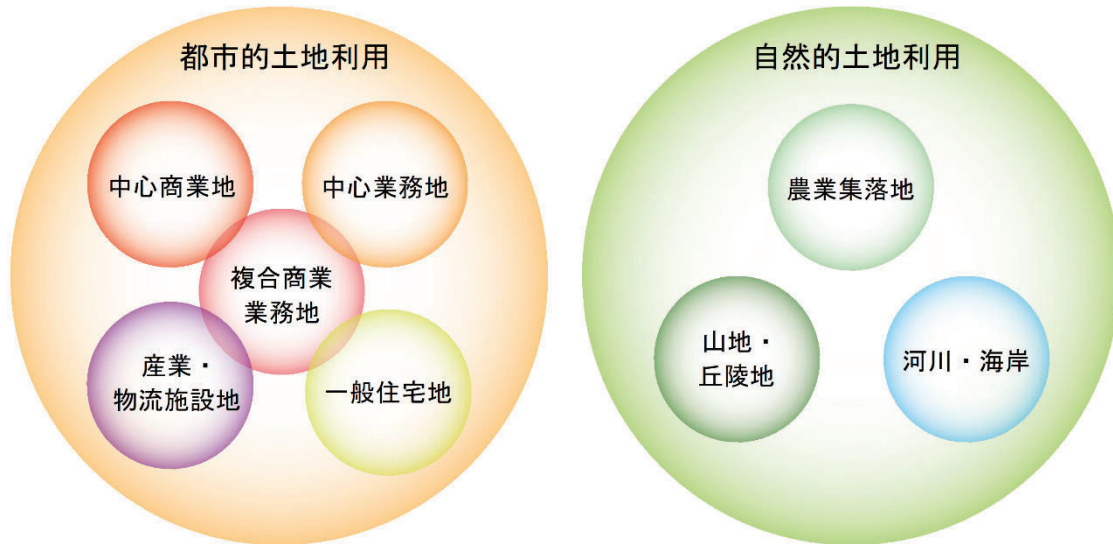
3 生活を支える都市機能・産業機能の計画的な配置

- 市民の生活に必要な都市機能（医療福祉、商業業務、行政サービス等）については、多くの人々にとって利用しやすく、これら都市機能の持つ集客力が地域の活性化と連動するよう考慮して配置していきます。また、居住や都市機能等に関しては、地域の特性に応じて各拠点や駅周辺等へ誘導・集積を図ることで市街地の拡大を抑制し、コンパクトでまとまりのある適切な土地利用の形成に努めます。
- 市の活力を支える産業機能の受け皿となる産業用地を計画的に配置し、優良企業の誘致・育成を積極的に進めていきます。

(2) 土地利用配置方針

本市の土地利用は、都市的土地利用と自然的土地利用の視点から、さらに土地利用の目的及び性格をもとに、次のように8つの用途に区分を行います。

■ 臼杵市の土地利用区分



1) 都市的土地利用

1 中心商業地

- 臼杵市街地の町屋地区及び二王座地区を「中心商業地」と位置づけ、市街地内の歴史資源や観光施設の集客力を活かしながら、小売業・飲食業を中心とした商業機能の集積・充実を図ります。また、本市の地域資源や景観資源等の魅力を情報発信することで観光客等の誘導を図ります。
- 中心商業地内の商店街においては、店舗の維持・修繕やチャレンジショップ等の空き店舗の利活用と周辺の環境整備により賑わいの創出を図るとともに、歴史的景観を活かした歩行空間を整備することによって回遊性の高いまちづくりを推進させ、観光客・買い物客の増加に努めます。
- 道路整備状況や周辺施設立地状況等を踏まえながら、地域特性に応じた良好な住宅の建設促進を図ります。
- 二王座地区等の歴史的景観を残すエリアでは、老朽家屋・廃屋等が一部に見られることから、景観や防災の観点から改善を図ります。



八町大路

2 中心業務地

- 臼杵庁舎、野津庁舎周辺の公共施設及び民間サービス施設が集積するエリアを「中心業務地」と位置づけ、市民が日常的に利用しやすい環境整備を進めます。
- 庁舎、市民会館、中央公民館といった主要な公共施設については、市の拠点施設としてユニバーサルデザインの理念に基づく改善を行うことで、多くの方が利用しやすい施設整備を推進します。また、公共施設の老朽化に伴い長寿命化や耐震化を推進するとともに、太陽光等の自然エネルギーの活用を図るなど災害に強い施設づくりを推進します。
- 街なかの歴史文化施設、観光案内施設、休憩施設とも連携を図りながら、地域活性化に寄与する施設づくりを目指します。
- 市街地や集落地を取り巻く山地・丘陵地、市街地から眺望される津久見島やリアス式海岸といった景観を守るため、景観計画に基づき、複合商業業務地と中心商業地及び中心業務地の一部（JR 臼杵駅から官公庁エリアの一部）を除き、原則として高層建築物の建築の抑制を図ります。

3 複合商業業務地

- 中心業務地や住宅地に近く、自動車によるアクセス性にも優れた利便性の高い商業地の区域を「複合商業業務地」に位置づけ、中心商業地との役割分担を明確にしつつ、比較的大型の商業施設、業務施設、沿道サービス施設、中高層住宅など複合的な都市機能の集積を図ります。
- 複合商業業務地のメインは、野田・市浜の国道 502 号沿道のエリアとしますが、江無田の国道 217 号沿道、新地の県道臼杵坂ノ市線沿道、JR 熊崎駅周辺の県道臼杵坂ノ市線沿道及び野津の国道 502 号（10 号）沿道にもサブとなる複合商業業務地を配置します。
- それぞれの複合商業業務地において、交通混雑解消に向けた道路整備や駐車場の整備・拡充を図り、居住環境に配慮しながら便利で賑わいのある空間形成を推進します。

4 産業・物流施設地

- 工業地域に指定されている区域及び大規模な工場等が集積している区域については、「産業・物流施設地」として位置づけ、自然環境や居住環境へ配慮しながら、操業環境の改善及び生産性の向上を図ります。
- 野津東部工場用地を「産業・物流施設地」に位置づけ、周辺の自然環境や住宅団地と調和する緑豊かな産業用地の創出・整備を図るとともに、道路整備や優良企業の誘致を推進し、雇用の場を確保します。
- 臼杵港は、港湾改修事業により港湾・物流機能の向上を促進するとともに、港湾から主要幹線道路へと連絡するアクセス道路の整備など、効率的で円滑な交通処理方法を検討します。



市街地の工業地景観

5 一般住宅地

- 中心商業地や中心業務地を取り巻く既成住宅地については、「一般住宅地」として位置づけ、中・低層住宅地として良好な居住環境の保全や創出を図るほか、生活道路や下水道等の生活基盤の整備を計画的に進めていきます。
- 「臼杵市空き家等対策計画」に基づき、住宅地に混在する空き家や空き地等の発生を抑制するとともに、空き家の除去や様々な用途への利活用など適切な土地利用への誘導を図ります。
- 「臼杵市耐震改修促進計画」に基づき、地震災害に強く安全・安心できる住宅ストックを形成するため、老朽化や耐震化に対応する住宅の啓発及び誘導を図ります。
- 住宅が建て詰まっているために、既存道路の拡幅や新たな道路整備が困難な地区においては、居住環境の改善、防災危険性の軽減を図るため、必要に応じて、土地区画整理事業の実施や地区計画等の導入を検討します。
- 台地上の集落地や戦後開発された住宅地などでは、狭隘道路が多く、接道していない宅地も多く見られるため、生活道路の拡幅等による居住環境の改善を図ります。なお、漁村集落のように、道路拡幅や新たな道路整備が困難な地区においては、今後の建て替えの進め方について検討します。
- 野津地域の「小郡の丘」では、さらなる定住人口の確保を図るための住宅団地整備を進めるとともに、団地内に緑を多く配置し、ゆとりある敷地構成とすることにより、周辺の自然環境や田園環境との調和に努めます。



良好な住宅地

2) 自然的土地利用

1 農業集落地

- 平地に広がる水田と山裾に形成された集落地、そして斜面地や台地上に形成された集落地や農地については「農業集落地」として位置づけ、優良な農地の保全を図るとともに、周辺の田園環境と調和した美しくおいしいのある集落地形成を目指します。
- 集落地については、道路、排水施設等の整備を通じて生活環境改善を図り、コミュニティの維持に努めます。
- 一団の優良な農地については、生産性の高い農業経営に向けて、圃場、農道、用排水路、土地改良等の生産基盤整備を図ります。
- 農業従業者の減少や高齢化がさらに進むことが予想されるため、後継者対策の充実とあわせて、生産意欲の高い組織又は個人の農地取得やリースによる農業参入等の導入を推進させ、優良農地の荒廃抑制を図ります。また、荒廃した農地については、地域・地区の特性に応じて農地の再生を検討します。
- 市街地周辺部の農地については体験学習農園や市民農園、集落地においてはグリーンツーリズム等の様々な取り組みにより多様な活用を図ります。



野津地域 農地

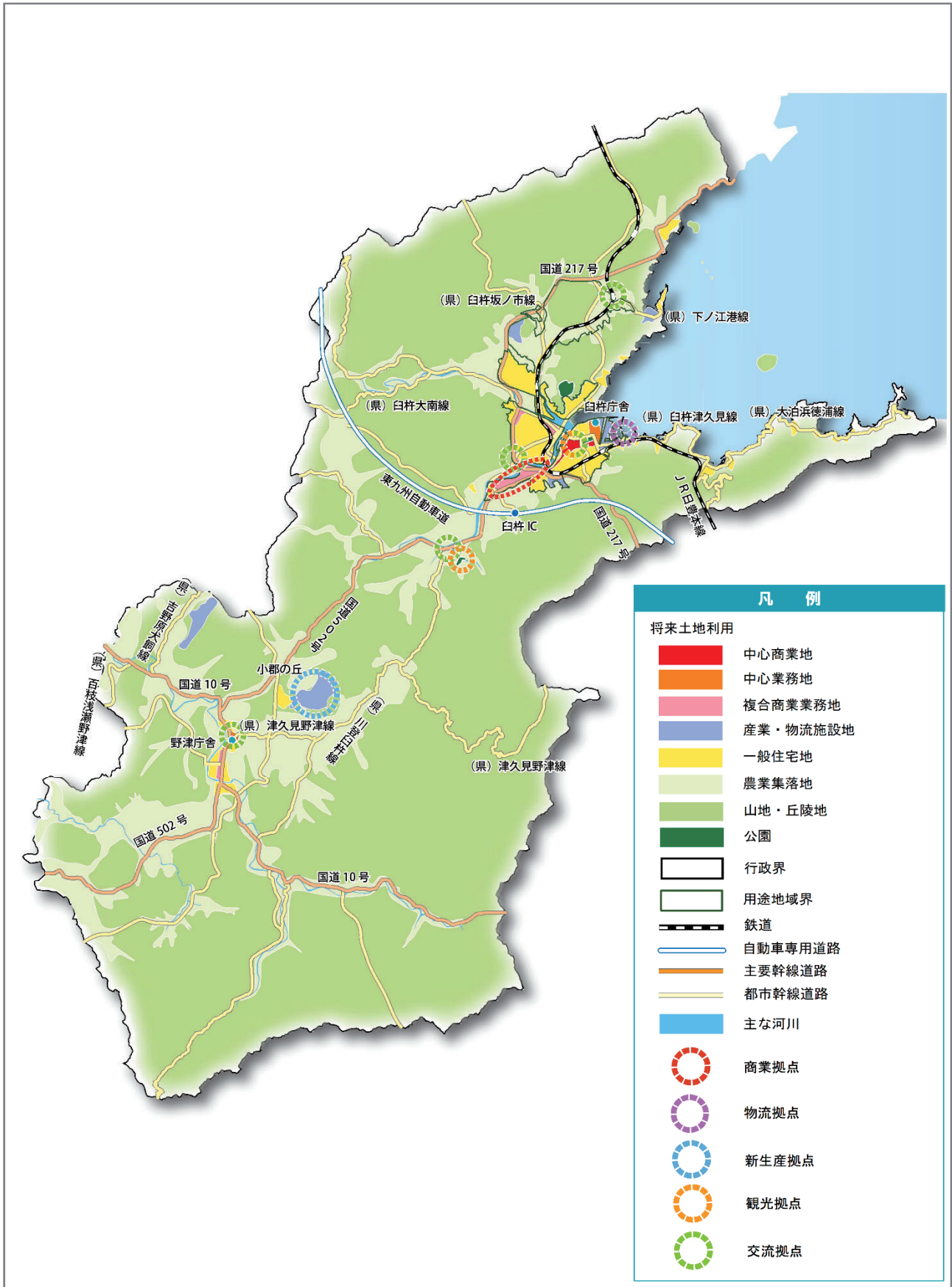
2 山地・丘陵地

- 市街地・農地を取り囲む鎮南山、九六位山等の自然豊かな山地や、市街地に近接する諏訪山、立石山については、「山地・丘陵地」として位置づけ、良好な自然環境と市街地から眺望される景観の保全及び調和に努めます。
- 水源涵養機能、防災機能、林産物生産機能、生態系保全機能といった山地の持つ様々な機能が維持されるよう、持続的な林業育成に努めるとともに、林道等の林業生産基盤の整備充実を図ります。また、荒廃した山林や竹林については、地域・地区の特性に応じて山林・竹林の再生を検討します。

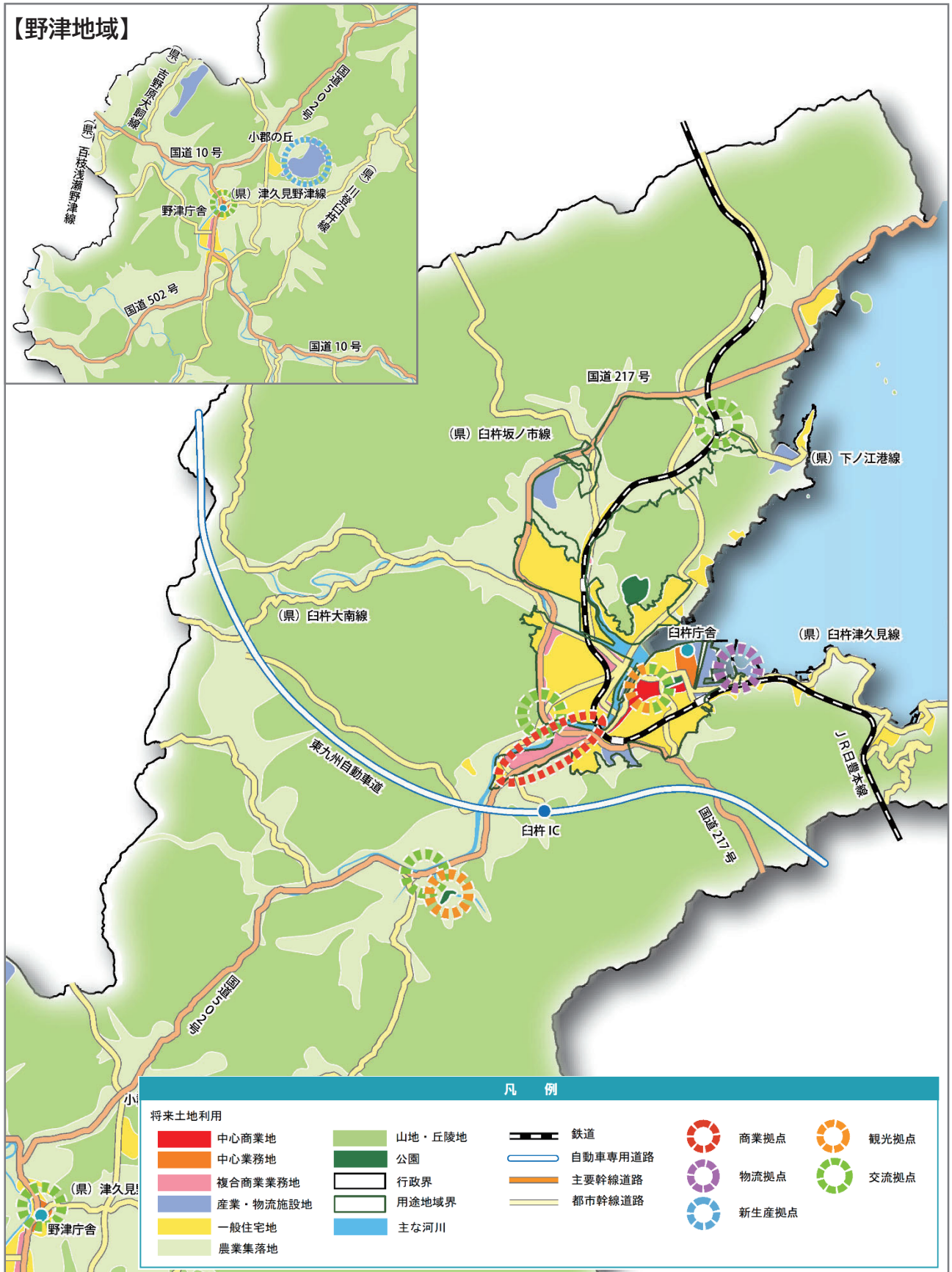
3 河川・海岸地

- 本市を流れる河川のうち、市街地や集落地に近接し、身近なオープンスペースとして活用が可能な区域については、人々が憩う親水空間として整備推進を図ります。
- 変化に富んだリアス式海岸の景観保全、干潟・砂浜に見られる生物生息環境の保全を図ります。

土地利用配置方針図



土地利用配置方針図（臼杵市街地）



(3) 課題別の土地利用の方針

1 用途転換・用途複合化に関する方針

- 藤河内地区、大野地区、田井地区、下ノ江地区に定められている住居系用途地域については、用途地域の指定解除に向けて検討・協議を進めることとし、必要に応じて適切な自然環境保全方策の導入を検討します。
- 複合商業業務地については、商業・業務施設、沿道サービス施設、工場・物流施設、中層住宅等が立地する複合的な土地利用を基本としますが、周辺地域の生活環境への影響や既存商店街への影響等を考慮し、必要に応じて望ましくない用途や規模の建築物の立地規制を検討します。

2 都市の風致の維持・形成に関する方針

- 県史跡臼杵城跡周辺、町屋地区周辺、二王座地区周辺等の城下町としての景観を残すエリアについては、臼杵市景観条例の運用によって歴史的街なみ景観の保全を図ります。人々の交流や賑わいを創出し回遊性を高めるため、都市再生整備事業や街なみ環境整備事業など国の事業等を活用し、既存ストックの維持・修繕及び利活用による修景整備を進め、臼杵らしい街なみの保全・創出を図ります。
- 国宝臼杵摩崖仏周辺の豊かな自然やのどかな農村集落が広がるエリアについては、臼杵市景観条例に基づき、公園内の修景整備等を推進することにより、臼杵らしい景観の保全・創出を図ります。
- 今後、より積極的かつ具体的に良好な景観の形成を図るため、伝統的建造物群保存地区等の指定や地区計画の策定等について検討します。



二王座歴史の道

3 計画的な都市的土地利用形成の方針

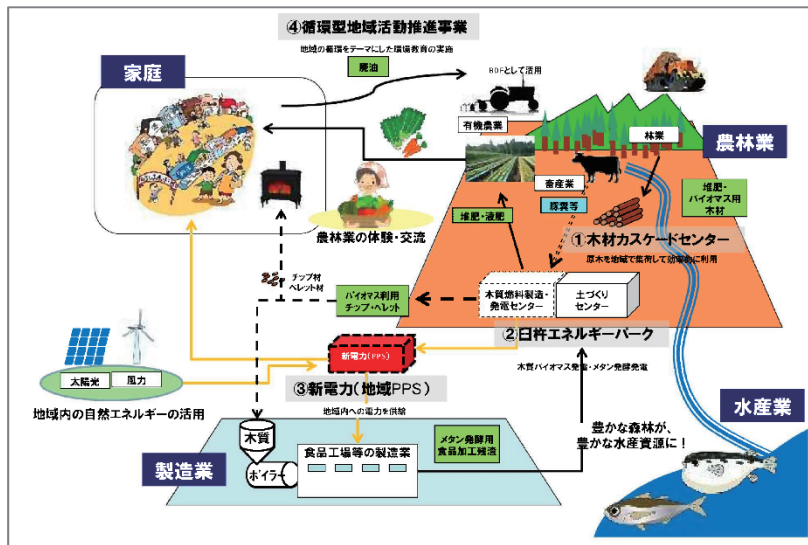
- 持続可能でコンパクトな市街地形成を推進するため、立地適正化計画を策定し、活用を検討するとともに、適切な土地利用の誘導及び配置に努めます。
- 津波浸水、河川浸水、土砂災害等の災害リスクの高い地域においては、関係法令に基づいた土地利用制限等により居住や都市機能等の立地抑制を検討し、安全・安心な土地利用へ誘導します。
- (都)市浜千代田線周辺においては、臼杵インターチェンジとの接続性の向上を図るため土地区画整理事業等の実施により、居住環境や防災性の向上、交通環境の改善を図ります。
- 江無田地区・戸室地区、福良地区については、地域内の骨格となる道路が不足し、農地や空地が混在した土地利用となっていることから、道路整備とあわせて計画的に良好な市街地形成を進めます。



小郡の丘

4 都市活動のエネルギーに関する方針

- 脱炭素社会の実現に向けて、都市機能の集約化、公共交通機関の利用促進、施設の長寿命化、再生可能エネルギーの利用促進、緑化の推進等の実施により、温室効果ガスの排出を削減する脱炭素のまちづくりを推進します。
- 太陽光、風力、水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの導入に際しては、周辺景観へ配慮するとともに地域との共生を図ります。



臼杵市バイオマス産業都市の全体像

課題別土地利用方針図



(4) 観光・交流拠点に関する土地利用の方針

1 観光・交流拠点創出の方向性

■ 観光拠点

- 立地特性や地域のニーズに応じ、観光拠点には経済機能、観光機能、福祉機能、情報発信機能等の様々な機能を持たせることとします。
- 白杵らしい地域特有の観光・景観資源等の地域資源については、その魅力などを他市町村に向けて発信し、積極的に本市に人が訪れる取組みを推進します。
- 自然災害の発生に備え、人々が安心できるよう、観光拠点は災害時における避難場所、避難情報発信地としての防災機能を備えることとします。

■ 交流拠点

- 人口減少・少子高齢化が進展するなかで、地域コミュニティの維持・形成を図るため、日常的に地域住民等が集い、憩いの場となる交流拠点の創出を目指します。
- 交流拠点の創出により、賑わいの場の形成、交流人口の増加、雇用の確保を図り、人口の転出抑制及び定住・移住人口増加を目指します。

2 観光・交流拠点創出の方針

■ 観光拠点

- 観光拠点は、備蓄品や設備の充実を図り、収容スペースのある避難場所を確保することによって、災害時の避難の拠点を目指します。また、新たに整備する場合は、建築物の耐震化や不燃化、道路整備等を合わせた拠点づくりを推進します。
- 立地特性や地域のニーズに応じた観光拠点の導入機能については、以下の例が考えられます。

| | |
|----------|----------------------|
| (経済機能) | 商品企画、販売促進等 |
| (観光機能) | 地域産品販売、イベント開催、ツアー窓口等 |
| (福祉機能) | 医療、福祉、医療福祉学習等 |
| (情報発信機能) | 観光情報、イベント情報等 |



サーラ・デ・うすき

■ 交流拠点

- 白杵北部地域、白杵中部地域、白杵南部地域、野津地域の4つの地域にそれぞれ交流拠点を確保します。交流拠点は、観光拠点と同様に備蓄品や設備の充実を図り、収容スペースのある避難場所を確保することによって、災害時の避難の拠点を目指します。
- 交流拠点は既存施設(連絡事務所等)を活用し、地域住民の情報交換の場やネットワークの場、地域コミュニティを築く場として機能するよう整備を推進します。

4 交通体系の整備方針

(1) 交通体系の基本方針

本市では、道路、鉄道・バス、港湾によって交通体系が成り立っており、このうち道路が市民の生活を支える重要な基盤となっています。

道路については、国道10号、国道217号、国道502号が骨格を形成し、都市間交通及び地域間交通の多くを処理しています。しかし、近年の自動車保有台数の増加や通勤、買い物等における都市間移動の増加に伴い、これら主要幹線道路での交通渋滞の発生だけでなく、生活道路に通過交通が流入するといった問題も増大しつつあります。

このように、自動車を利用する生活が定着する一方で、鉄道の利用者数については平成20年度以降微減傾向でしたが、近年においては横ばいとなっています。また、バスについては公共交通需要の減少により、廃止・減便している状況です。しかし、交通渋滞の緩和、地球規模の環境問題への対応という観点から、今後は公共交通機関の利用促進が不可欠であり、これからの高齢者社会においては、自家用車を利用できない高齢者等の移動手段確保が重要な課題となります。

港湾については、臼杵港発着のフェリーの輸送人員はやや減少傾向にあり、貨物取扱量は横ばいとなっています。今後は、新埠頭整備に併せ、四国方面との連携強化及び交流促進、観光機能の強化、公共交通機関の乗り継ぎの強化が必要となっています。こうした課題を踏まえ、本市の交通体系整備の基本方針を以下のように設定します。

1 広域間・地域間・拠点間連携の推進

- 市民の生活利便性の向上と市内産業の振興を図るため、道路、鉄道、港湾からなる総合的な交通体系の整備・充実によって周辺都市との連携を強化します。
- 市内の分散する地域が相互に連携・補完しあえるよう、市内道路ネットワークの充実に努めます。
- 臼杵港新埠頭、鉄道駅、バス停等の交通施設の整備を図るとともに、住民・事業者・行政との協働により検討を進め、公共交通ネットワークの構築を目指します。

2 市街地内の交通混雑の解消

- 交通渋滞が慢性的に発生している道路については、渋滞発生箇所の拡幅や改良による混雑解消を図るほか、迂回機能を持つ道路の整備も含めて交通量の軽減を図ります。
- 市街地内の安全性や快適性が阻害されることのないよう、生活道路への通過交通流入を防止するための対策を検討します。

3 利便性が高く安全・快適に過ごせる道路・歩行者空間の形成

- 東九州自動車道、国道10号、国道217号、国道502号の骨格を成す道路をはじめ、その他の主要地方道や県道等は、避難ルートとしての役割を備えた道路整備と歩行者が安全・快適に歩ける歩行者空間の形成を進めます。
- 城下町の景観を残すエリアにおいては、石畳舗装化や無電柱化等を中心として、買い物や散策が楽しめる人にやさしい道づくりを積極的に進めます。
- 歩行者が安全・快適な歩行者空間となるよう、バリアフリー化による歩道整備を推進します。
- 河川や海岸沿い等の美しい自然環境が連続する空間においても、歩行者・自転車用道路の整備の推進を図ります。

4 環境に配慮した交通まちづくりの推進

- 地球温暖化へ影響の大きい二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に向け、公共交通利用や徒歩で移動できる環境負荷の少ないまちづくりを推進します。

(2) 主要な交通施設の整備方針

1) 道路

1 自動車専用道路

- 東九州自動車道については、本市と九州内の主要都市とを結ぶ骨格的大動脈として位置づけ、交通混雑解消、災害時における緊急輸送道路の確保、安全性及び利便性の向上を図るため拡幅・改良による整備を促進します。

2 主要幹線道路

a 国道10号

- 野津地域を縦断し、大分市や佐伯市方面と連絡する主要幹線道路として位置づけ、必要に応じて拡幅整備や交差点改良等を促進します。

b 国道217号

- 臼杵市街地を縦断し、大分市や津久見市方面と連絡する主要幹線道路として位置づけ、国道502号との交差点付近の拡幅整備や交差点改良等を促進します。

c 国道 502 号

- 臼杵市街地と野津地域間を連絡し、さらに豊後大野市との連絡を担う主要幹線道路として位置づけ、通学路の歩道整備を促進するとともに、国道 217 号交差点付近の車線数減少区間（市浜千代田線から国道 217 号までの 2 車線区間）における整備の必要性について検討します。

3 都市幹線道路

a (都) 臼杵駅前末広線（県道臼杵坂ノ市線・主要地方道臼杵停車場線）

- 臼杵市街地の商業業務地エリアの骨格を形成し、JR 臼杵駅や主要な官庁施設にアクセスする道路として位置づけ、必要に応じて車道及び歩道の拡幅・改良を促進します。



(都) 臼杵駅前末広線

b (都) 畳屋板知屋線

- 臼杵港から県史跡臼杵城跡、町屋地区、二王座地区等にアプローチする道路として位置づけ、港町～板知屋間は必要に応じて車道及び歩道の拡幅・改良を働きかけるとともに、畳屋町～港町間は計画内容の見直しを行い整備の方向性を検討します。

c (都) 祇園洲竹場線（主要地方道臼杵停車場線）

- 臼杵川以東の中心商業地及び中心業務地から発生する交通を集約する道路として位置づけ、交通混雑解消に向けた計画内容の見直し等を検討しながら、拡幅や改良の推進、走行環境の改善、歩道等の設置による安全性確保に向けた整備を図ります。

d (都) 万里橋津留線

- 臼杵川以西の市街地及び海辺地区から発生する交通を集約する道路として位置づけ、走行環境の改善、歩道等の設置による安全性確保、未整備区間の整備推進を図ります。

e (都) 上臼杵土橋線

- JR 上臼杵駅へアプローチする道路として位置づけ、計画内容の見直しと代替ルート of 整備を検討します。

f (都) 祇園洲柳原線

- 臼杵川以東の中心商業地及び中心業務地から発生する交通を集約するとともに、県史跡臼杵城跡、二王座、八町大路等にアプローチする道路として位置づけ、未整備区間の整備推進を図ります。

g (都) 市浜戸室線

- 江無田・市浜の市街地を形成するための骨格的道路として位置づけ、代替ルートの整備可能性等も検討しながら、未整備区間の整備推進を図ります。

h (都) 野田戸室線

- 臼杵インターチェンジと市街地を連絡するための道路として位置づけ、土地区画整理事業等の実施を検討しながら、未整備区間の整備推進を図ります。

i (仮称) 臼杵海添線

- 港湾整備に伴う臼杵港からの発生交通量の増大に対して、既存の道路ネットワークでは十分な交通処理ができなくなる場合を想定し、港湾から広域幹線道路へと円滑な交通処理を行う(仮称)臼杵海添線整備構想について引き続き検討を行います。
- 整備の必要性、整備時期及び具体の線形・ルートに関しては、関係機関等との調整や協議を重ねながら検討を行っていきます。

j その他

- 広域幹線道路及び都市幹線道路から放射状に伸びるその他の県道、市道等については、市内の地域間及び周辺都市と連絡する道路として位置づけ、災害発生時の代替道路として活用や利便性向上を図るため、必要に応じて拡幅・改良等を促進します。

4 生活道路

- 既存の生活道路については、地形条件や建物分布状況等を考慮しながら効果的な拡幅・改良を進めるほか、地区計画等を活用した生活道路の整備を促進します。

5 歩行者道路

- 中心業務地内や河川沿いを中心として歩行者道路の整備推進を図ります。
- 市街地内では、歩道の設置やバリアフリーに配慮した歩行空間の整備を積極的に検討していきます。
- 通学路や医療福祉施設周辺、歩道、自転車等の利用が多い区間においては、歩道や自転車道の整備・確保により回遊性が高く安全なまちづくりを推進します。

2) 公共交通

1 鉄道・バス

- 鉄道駅周辺は、駐車場・駐輪場を確保し、駅舎やバス停等の待合い空間を整備することで交通結節機能の強化を図ります。
- JR 臼杵駅については、観光客が来訪する臼杵の玄関口の一つとして、駅前空間の修景整備、案内性向上、施設のバリアフリー化を図ります。また、臼杵駅前交差点においては、臼杵港新埠頭周辺における交通量に対応した道路の拡幅・改良による整備を促進します。
- バスについては、事業者と連携し、民間バスの運行水準の適正化、路線の維持、コミュニティバスの再編、乗り継ぎ地点となるバス停等の整備により利便性向上や利用促進を図ります。
- 新たな交通手段としてデマンド交通等の地域住民のニーズに適した交通手段の導入の検討を進め、公共交通サービスの向上を目指します。



路線バス



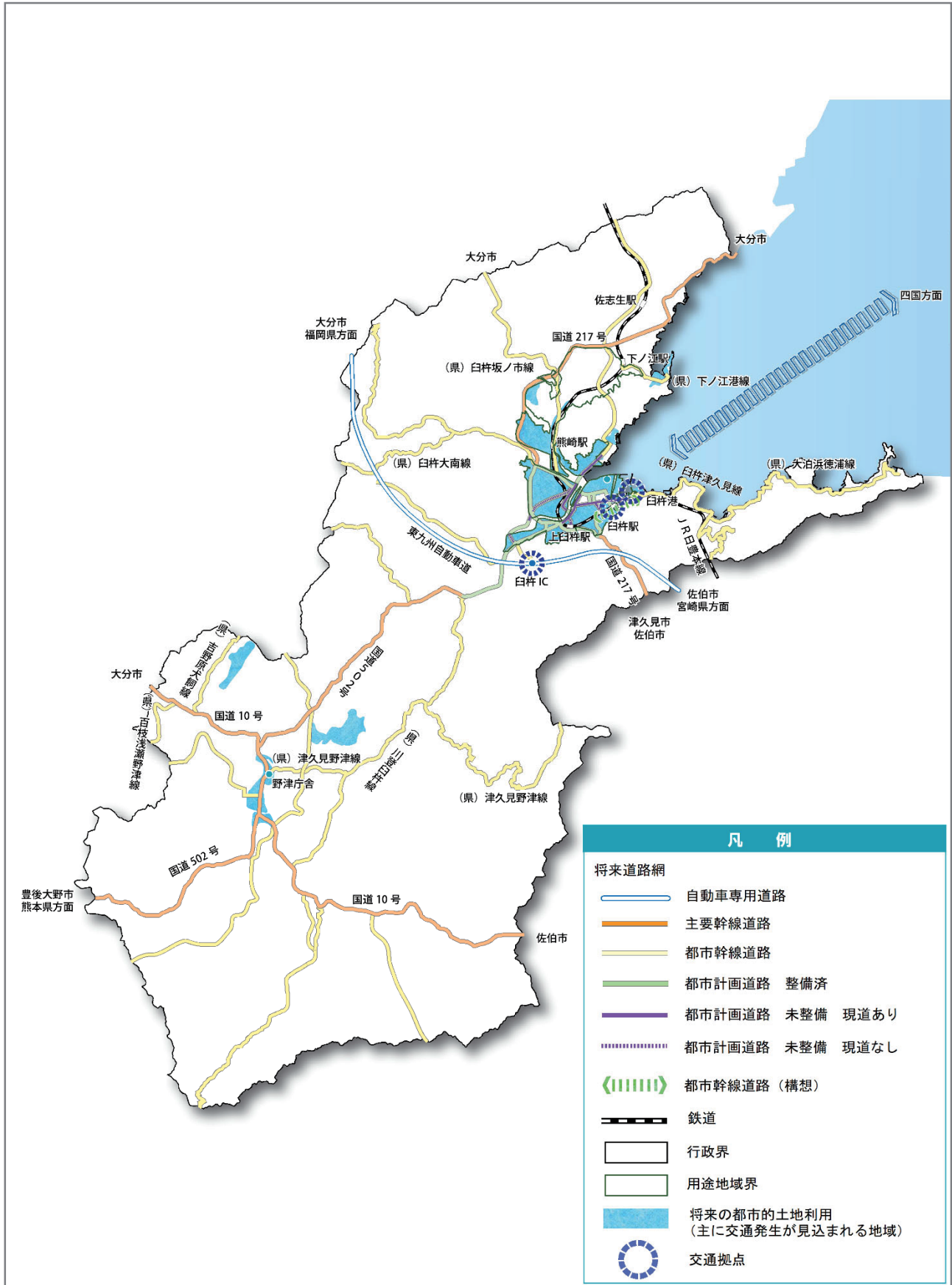
コミュニティバスの路線を見直す検討会の実施

3) 港湾

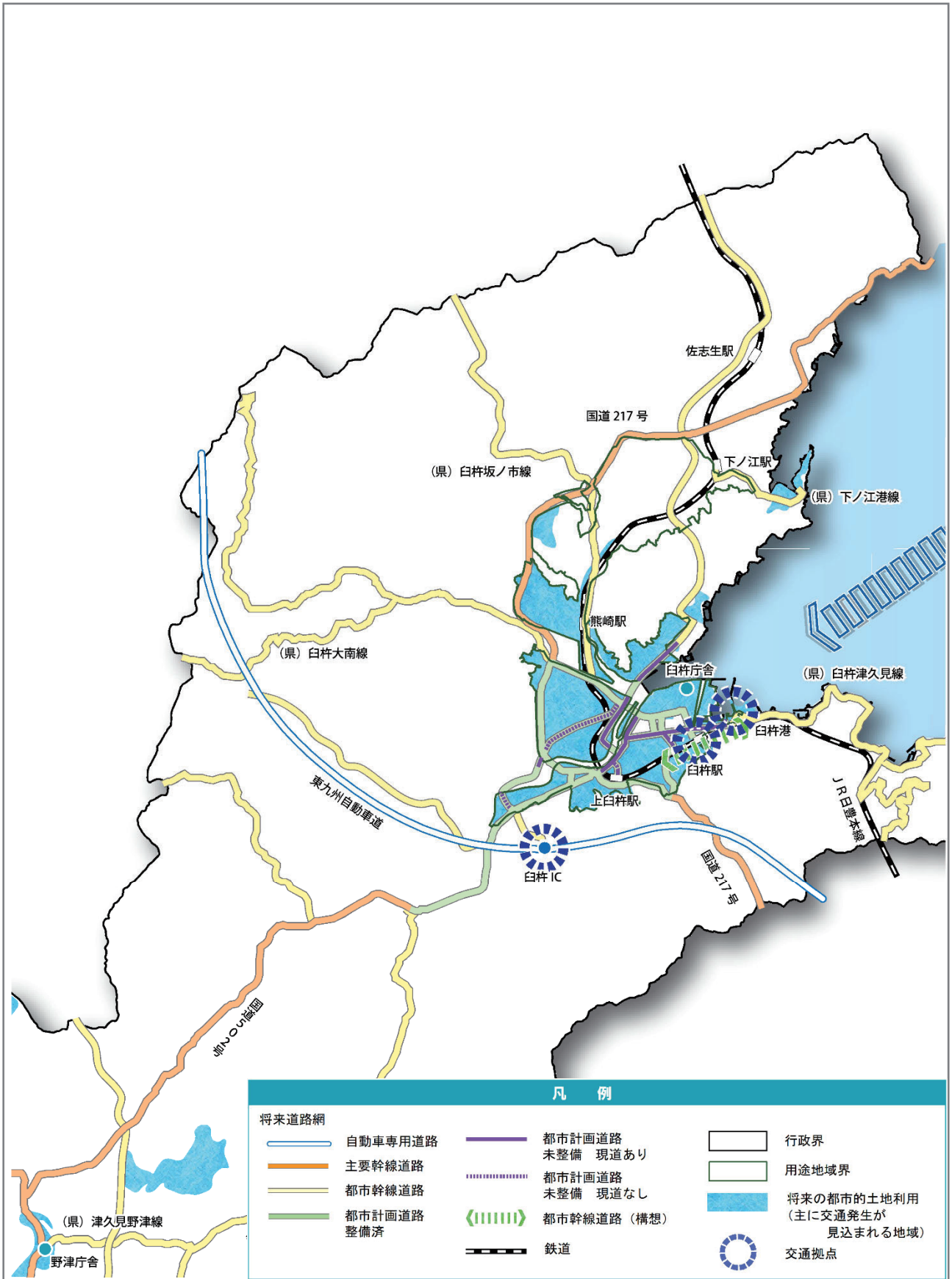
1 臼杵港

- 新埠頭の建設により四国方面との海上交通の利便性向上と量的拡大を図るとともに、港湾からの物流交通を効率的かつ円滑に処理するため、(都) 臼杵駅前末広線や(都) 祇園洲竹場線等の一部区間の交通渋滞の緩和や、(都) 畳屋板知屋線(県道臼杵津久見線)の拡幅・改良等による広域的な道路網の検討を関係機関と行います。
- 臼杵港新埠頭における公共交通の充実により、臼杵港から臼杵市街地及び臼杵インターチェンジとの連携強化を推進させ、市街地への誘導を図ります。

交通体系整備方針図



交通体系整備方針図（臼杵市街地）



5 公園緑地整備と自然環境保全の方針

(1) 公園緑地整備と自然環境保全の基本方針

公園や緑地は、人々のやすらぎや憩いの空間であり、コミュニティの場や災害時の避難場所としても重要な機能を果たすことから、安全・安心で快適な生活を送る上で重要な要素となっています。本市には、臼杵公園、臼杵市総合公園、臼杵石仏公園という3つの総合公園のほか、野津地域にも総合公園レベルの吉四六ランドがあります。このため、既存の公園や市街地の緑地、オープンスペースを活用しつつ、利用のしやすさや魅力づくり、災害時の防災機能等の面でさらなる改善が必要であり、住民の利用ニーズや地域特性を踏まえて、公園施設や機能の充実を図る必要があります。

さらに、本市は、周囲に美しい山並みが広がり、リアス式海岸の変化に富む海岸に面し、親水性の高い河川が市街地内を流れていることから、自然豊かな都市となっています。過去の急速な都市化の波の中でも、本市ではこれら美しい自然環境を守り続けてきましたが、近年では、中山間地域の過疎化や農林水産業の低迷による自然環境の荒廃が懸念されており、荒廃を抑制する新たな方策を検討することが必要となっています。

こうした課題を踏まえ、公園緑地整備と自然環境保全に関する基本方針を以下のように設定します。

1 拠点となる公園の整備推進と身近な公園の充実・確保

- 拠点となる公園については、市民が日常的に使用できるレクリエーション拠点、そして観光客等が訪れる拠点に位置づけ、施設の維持管理及び更新により長寿命化を推進し、今後も魅力的な空間形成を進めます。
- 市民の多様な利用目的に対応する一方で、どれもが同じような公園とならないよう、拠点となる公園の持つ役割や機能を明確にし、メリハリのある施設となるよう整備・改善を図ります。
- 拠点となる公園を核として、その他の小規模な公園や緑地、身近な自然空間を自転車道や歩道等によって連絡することで、市内を巡る公園ネットワークの形成を図ります。
- 特に、公園が不足している市街地においては、既存公園の機能の見直し、リニューアル、立地の再編、そして新たな公園の確保や整備の可能性について検討をしていきます。
- 拠点となる公園や身近な公園においては、非常時の安全の場となる防災公園としての役割を担うため、オープンスペース、延焼遮断帯、避難路の確保等による防災機能の強化を進めていきます。



臼杵市総合公園 防災倉庫

2 地域や住民のニーズに合った公園の維持・活用

- 今後の少子高齢社会、人口減少社会への対応を図るため、既存の公園については、既存ストックが十分に機能するよう努めながら、住民の要望や利用形態に応じたりリニューアルを検討します。
- 新たな公園の整備については、公園の持つ機能が最大限に発揮され、市民等による利用や維持管理等が見込まれるエリアから配置を検討していきます。
- 都市公園の質の向上や公園利用者の利便性向上を目指し、指定管理者制度の維持・活用を図ります。また、民間の資金や技術力等を活かした公園づくりとして、公募設置管理制度（Park-PFI）の活用について検討します。
- そのほか、従来の公園整備の考え方にとらわれることなく、本市の特色ある自然環境や文化財等を活用しながら、多様な公園緑地の確保に努めます。

3 緑・水・生物の豊かさを維持できるまちづくり

- 公園、河川、山林、海岸等では、多様な機能を有する自然環境の保全・活用を図るため、民間との連携や国の制度等を用いて、多様な機能を有するグリーンインフラの取組みを図り、地域の魅力向上を推進します。
- 市街地を取り巻く自然環境については、生物の生育生息環境となる河川・山林・海岸等の保全を図るとともに、市民の憩いやレクリエーションの空間としての機能維持に努めます。
- 山林・農地・水域等の自然環境については、様々な関係機関と協働により、適切な維持管理や生物多様性の確保などの自然環境の保全に努めます。
- これら自然環境と市街地内の公園や緑が一体となった緑豊かな都市の創出を目指します。

(2) 主要な公園緑地の整備方針と自然環境保全の方針

1) 拠点となる公園・身近な公園緑地

1 臼杵公園

- 臼杵公園は、「臼杵の歴史を学び伝える拠点」に位置づけ、県史跡臼杵城跡としての歴史性と周辺の歴史的景観との近接性を考慮しながら、城跡にふさわしい施設整備及び適切な維持管理による修景整備を図ります。
- 災害発生時の避難場所として活用するとともに、避難場所や避難路の整備により防災機能を強化します。



臼杵公園

2 臼杵市総合公園

- 臼杵市総合公園は、「市民のスポーツ活動のための拠点」に位置づけ、遊具、スポーツ施設、駐車場等の維持・整備を図ります。
- 災害発生時の避難場所として活用するとともに、防災倉庫等の整備により防災機能を強化します。



臼杵市総合公園

3 臼杵石仏公園

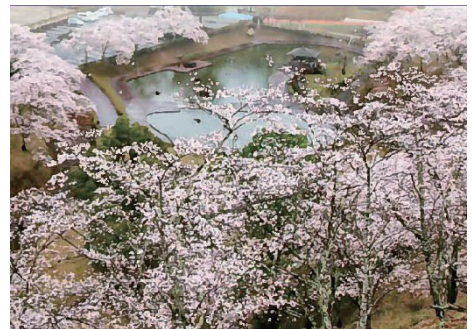
- 臼杵石仏公園は、「観光客や市民が憩うための拠点」に位置づけ、四季を彩る木々や草花等の植栽の緑化修景整備や農村集落の景観に調和した保全を図ります。



臼杵石仏公園

4 吉四六ランド

- 吉四六ランドは、「市民がスポーツ活動を行い、憩うための拠点」に位置づけ、親子が週末の余暇を楽しめるような子供向け遊具、駐車場、既存のスポーツ施設の維持・充実を図るとともに、池や周辺の山林も含めた維持管理の充実に努めます。また、物資の備蓄等により防災機能を確保します。



吉四六ランド

5 身近な公園緑地

- 身近な既存の都市公園については、オープンスペースの確保や延焼遮断帯の整備等により、災害発生時の避難場所として活用します。
- 公園の不足している市街地を中心に、空き地等の低・未利用地を活用した地域住民のニーズに合った新たな公園の確保や整備の可能性について検討していきます。また、既存の都市公園の現況を整理し、都市計画決定及び廃止についても検討します。

- 中心商業地内においては、仲よし子供公園や大手門公園等も活用しながら、市民や観光客が憩えるための空間づくりを推進します。
- 団地開発によって設置された小規模な公園については、周辺地域住民が主体となって、利用促進や施設改善に向けて検討・協議が行われるよう支援します。

2) 主要な自然環境

1 山林

- 本市の面積の大半を占める山林については、保安林や地域森林計画対象民有林等の運用及び指定拡充を通じて計画的に保全します。
- 市街地に隣接する丘陵地については、地域住民や地権者等の意向を踏まえながら、緑地保全地域等を活用した保全を検討します。
- 豊かな自然環境を体験・交流する場として、広場やレクリエーション施設等の整備を推進するほか、ハイキングコースの整備・充実を図ります。
- 白馬溪周辺においては自然環境の保全を図るため、風致地区等の指定を視野に入れ、関係機関と協議しながら検討します。



白馬溪

2 河川

- 市内の中央部を流れる白杵川、末広川、野津川等の河川については、親水性も高く比較的広い河川敷を有することから、市民にとって身近な歩道整備や植樹等により魅力的な親水空間を守ります。
- 支流や河川上流においては、ホタル等の生息が確認されている場所も多く見られることから、水辺における生育環境の保全を図ります。

3 海岸線

- 日豊海岸国定公園、豊後水道県立自然公園に指定されたリアス式海岸については、市街地に近い貴重な自然緑地として保全を図ります。
- その他の海岸部についても、動植物の生育生息場所として保全を図るとともに、海水浴、釣り等のレクリエーション活動の場としての活用を図ります。これらの取組みについては民間団体やボランティア等との連携を図りながら推進していきます。

公園緑地整備及び自然環境保全の方針



6 下水道の整備方針

(1) 下水道整備の基本方針

下水道は、市民の快適で衛生的な生活環境を支える基盤であるとともに、農業用水や河川・海域における水質汚濁などの環境悪化を防止するために重要な基盤施設です。

本市では、臼杵市街地と野津地域の市街地で公共下水道の整備が進められており、公共下水道計画区域内の未普及地域における整備や処理場・管路の更新等が必要となっています。また、その他の地域では農業集落排水施設の整備や合併処理浄化槽の設置が進み、さらなる普及拡大を図ることが課題となっています。

こうした課題を踏まえ、下水道整備の基本方針を以下のように設定します。

1 将来の市街地の規模に応じた下水道整備の推進

- 今後の人口減少社会への対応を図るため、将来の市街地の広がりや人口規模を見据えながら下水道整備を進めていくこととし、利用状況の変化に対応した計画的な下水道整備を推進します。

2 地域特性に応じた下水道整備の推進

- 下水道事業における資本投下を極力抑えるため、市街地形成状況や地形条件等の地域の特性を踏まえて効率的・効果的な処理形式を採用し、計画的な整備を推進します。

3 水洗化率の向上促進

- 下水道整備の完了した地区においては、下水道への接続の普及促進により、水洗化率の向上を図ります。また、各家庭における生活雑排水浄化対策や河川の浄化対策等についても積極的に推進します。

4 下水道施設の安全性の確保

- 下水道施設は、地震や水害等の自然災害へ対応するため、耐震性及び排水能力の向上を図ります。また、老朽化が進行している下水道施設の長寿命化を推進します。

(2) 下水道整備方針

1 公共下水道

- 公共下水道については、「臼杵市生活排水処理施設整備構想」に基づき、計画的な整備や見直しを推進します。
- 将来にわたって市街地の形成が見込まれない、または人口減少が著しい区域においては、必要に応じて公共下水道計画の見直しを検討します。
- 浸水対策施設（ポンプ施設等）の下水道施設においては、ゲリラ豪雨等の局地的な大雨による浸水被害軽減に向けた整備を推進します。
- 地震・水害等が発生した際に下水道機能を保持するため、耐震化や老朽化している施設の長寿命化を推進します。なお、ライフサイクルコストが最小限となるようストックマネジメントの手法に基づき、適切な維持管理を計画的かつ効率的に行います。
- 市浜地区等の浸水被害が発生した地区や発生が予測される地区においては、浸水対策及び既存施設の維持に向け重点的な整備を推進します。

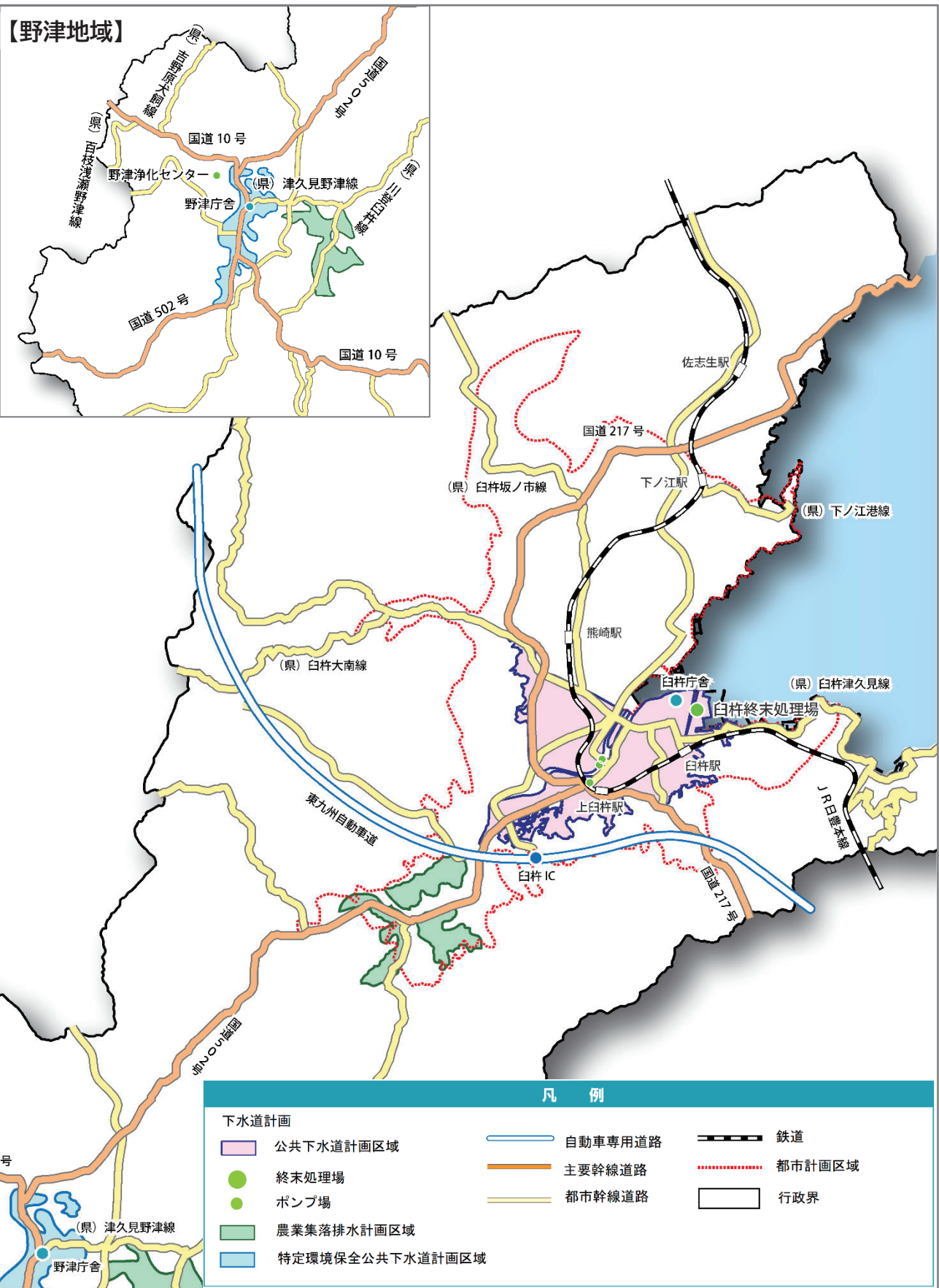


臼杵終末処理場

2 その他排水処理施設

- 農業・漁業集落排水施設、特定環境保全公共下水道において、計画的な更新工事を推進します。
- 野津浄化センターは、計画的な改築・更新を推進するとともに、施設の長寿命化についても検討します。
- 公共下水道や農業集落排水施設等の整備の計画がない地域においては、生活排水処理の普及を図るため、合併処理浄化槽の設置を促進するとともに、河川等の水質の維持・向上に努めます。

下水道計画図



7 都市景観の形成方針

(1) 景観形成の基本方針

本市では、「歴史環境保全地域」の指定や各種市民団体による積極的な保全活動など、住民と行政とが一体となって歴史的景観や国宝臼杵磨崖仏等の歴史文化資源の保全に努めてきた歴史を持っています。このため、街なかには城下町らしい由緒ある景観が今も残り、国宝臼杵磨崖仏や石橋をはじめとする多くの歴史文化資源が各地に残されています。

また、市域を取り囲む豊かな緑や変化に富んだ美しい海岸、そして、日本のふるさとも感じさせる田園景観は、臼杵に暮らす市民の誇りともなっており、特に、市街地から鎮南山や津久見島を眺める眺望については、残すべき景観となっています。

一方、一般住宅地や道路沿道においては、周囲の景観に調和しない意匠・形態の建築物や屋外広告物等によって、全国どこでも見られるような街なみが形成されています。このため、優れた景観資源を持たない一般の市街地においても、住民と行政等の協働によって良好な景観形成を進めていく必要があります。

こうした景観上の課題や「臼杵市景観計画」における基本理念や基本方針等を踏まえ、景観形成の基本方針を以下のように設定します。

1 自然豊かなふるさとの景観をまもり、育てる

- 緑豊かな山稜、変化に富んだ海岸美など、市の骨格を形づくる豊かで貴重な自然景観・田園景観の保全を図るとともに、眺望点、ふれあいの場、営農環境等の整備によって、ふるさとも感じさせる景観の創造を図ります。

2 歴史・文化などふるさとの景観をまもり、活かす

- 国宝臼杵磨崖仏、県史跡臼杵城跡、虹潤橋等の歴史資源の保存を図るとともに、二王座地区などの歴史的景観を保全し、周辺部における街なみ景観の調和に努めながら、歴史性を感じさせる観光資源として活用を図ります。

3 市街地の特色を生かした魅力あるふるさとの景観をつくる

- 趣ある住宅地、賑わいのある商業地、活力ある工業地など様々な街なみの景観に関心を持たせる仕組みや機会を通じて市民の意識向上を図るとともに、官民協働による地域の魅力向上を目指した景観形成を図ります。

4 景観拠点や景観軸を活かしたふるさとの景観ネットワークをつくる

- 優れた自然、由緒ある歴史資源などのすばらしい景観要素をさらに魅力あるものとするため、公園や山頂、その他人が多く集まる場所などの視点場等の景観拠点、道路や河川の整備等を通じてふるさとの景観ネットワークを形成します。

5 みんなで協力してふるさとの景観をつくる

- 良好な自然景観、美しい街なみなどの景観形成の必要性に関して、広く市民に周知を図り、市民の協力を促すとともに、景観形成に関する様々な活動を通じて市民が景観まちづくりに関心を持ち、官民協働で取組める仕組みをつくりまします。

(2) 景観形成方針

1 自然景観

- 本市の骨格となる景観であり、様々な都市景観の背景としても重要な要素である山並みや海域などの自然景観は、景観を損ねる大規模開発の抑制を図るほか、新たに立地する建築物や公共施設についても、周囲の自然環境との調和や眺望の確保が図られるよう景観誘導を推進します。
- 津久見島眺望景観保全地区においては、眺望範囲の建築行為等を制限し、今後とも本市の代表的な歴史的・文化的価値のある眺望景観の保全を図ります。
- 鎮南山や水ヶ城山といった市街地から遠望できる視点対象については、自然環境の保全とあわせて、眺望範囲における建築行為等の制限を検討します。
- 伝統的な田園景観については、農林業の育成・支援、開発抑制、優良農地の荒廃抑制等により田園景観の保全を図ります。



臼杵公園から眺める津久見島

2 歴史的景観

- 国宝臼杵摩崖仏、県史跡臼杵城跡、虹潤橋や九重塔等の文化財については、その保存と活用を図り、伝統的建造物の保全を行いつつ、文化財と調和する景観形成を推進します。
- 旧城下町地区・石仏周辺地区において、建築物の建築、工作物の建設、開発行為等について規制・誘導を図り、歴史資源との調和を図った街なみ景観の形成を図ります。

3 市街地景観

- 住宅地の景観は、そこに住む人が日常的に目にする景観であることから、地区計画、建築協定等を活用した良好な街なみ景観の形成誘導を図るほか、生垣緑化や敷地内緑化等の推進によって魅力ある景観形成を目指します。
- 商店街や幹線道路沿道の店舗等については、地域の特性に応じた色彩、デザインの調和に努めるほか、屋外広告物の設置制限や電線類地中化等によって良好な街なみ景観の形成誘導を図ります。
- 白杵石仏公園、吉四六ランド等の公園については、市民のレクリエーションの場であり、今後も水や緑と親しめる景観形成づくりによる整備を図ります。

4 景観ネットワーク

- 多くの人々が通行する幹線道路沿道については、景観阻害要因の排除またはコントロールを行い、統一感のある沿道景観を形成します。また、関係機関や地域住民等の協力を得ながら、緑や花などの修景整備により沿道景観の保全・整備を図ります。
- 幹線道路の交差点は、市内外の人々が多く行き交うポイントとなる場所であることから、植栽、休憩所、眺望点等の整備により、個性と特徴ある景観形成を図ります。
- 河川沿いにおいては、市民が気軽に親しめる河川空間形成を図るため、連続した植栽や散策路の整備等を促進します。
- 重要文化財等に指定されている橋梁部付近や歴史資源と近い部分については、眺望を楽しめる憩いの空間としての整備・活用を図ります。

5 景観形成への参加

- 美しいまちづくりを形成するため、景観が市民の共有財産であることを認識し、住民・事業者・行政等が協働し、景観形成の維持・保全やルールづくりを推進します。
- 伝統や文化、活気ある本市を表すイベントや観光客で賑わう街なかの景観は、伝統・文化の保全と育成を図りながら、景観を維持・活用します。



うすき竹宵

景観形成方針図



